

事務連絡
令和8年6月19日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品衛生基準審査課

「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」に係る項目解説及び自己点検表について

食品衛生行政の推進については、日頃からご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

錠剤、カプセル剤等の形状の食品の安全性確保については、「「錠剤、カプセル剤等食品の原材料の安全性に関する自主点検及び製品設計に関する指針（ガイドライン）」及び「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」について」（令和6年3月11日付け健生食基発0311第2号厚生労働省健康・生活衛生局食品衛生基準課長通知。以下「GMP通知」という。）を示すとともに、「「錠剤、カプセル剤等食品の製造管理及び品質管理（GMP）に関する指針（ガイドライン）」に係る項目解説及び自己点検表について（周知）」（令和7年5月2日消費者庁食品衛生基準審査課事務連絡。以下「旧事務連絡」という。）により項目解説及び自己点検表を示すことにより、事業者等による自主的な取組みを進めることを推奨してきたところです。

今般、事業者におけるGMPの実施状況等を踏まえ、GMP通知の更なる実効性のある運用を確保する観点から、当該項目解説の一部を改正し、項目解説及び自己点検表について、別添1及び2のとおり改めて策定しましたので、業務の参考としていただくとともに、貴管内関係事業者等に対し周知いただきますようお願いいたします。なお、自己点検表については、旧事務連絡の内容から変更していません。

これに伴い、旧事務連絡は廃止します。

参考として、本事務連絡による改正事項について、修正履歴の付いた項目解説を添付します。

また、本事務連絡により策定した項目解説及び自己点検表については、消費者庁ホームページにも掲載しておりますので、併せて申し添えます。

消費者庁ホームページ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/health_food